令和7年第1回

別海町議会定例会会議録

自 令和 7年 3月 6日

至 令和 7年 3月14日

令和7年第1回定例会

別海町議会会議録

第1号(令和 7年 3月 6日)

○議事日程

	会議録署名議員の指名
	議会運営委員会報告
	会期決定の件
	諸般の報告
	行政報告
	令和7年度行政執行方針
	令和7年度教育行政執行方針
	提出案件の概要説明
議案第20号	令和6年度別海町一般会計補正予算(第7号)
******	人名 6 左连即左时日日 快走用炒鞋用人 3 块工 7 烘 6
議案第21号	令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第3
議案第21号	令和 6 年度別海町 国民健康保険特別会計補止 了
議案第21号	
	号)
	号) 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第
議案第22号	号) 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第 4号)
議案第22号 議案第23号	号) 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第 4号) 令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第22号 議案第23号	号) 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第 4号) 令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号) 令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
議案第22号 議案第23号 議案第24号	号) 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号) 令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号) 令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 号)
議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号	号) 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号) 令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号) 令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 令和6年度町立別海病院事業会計補正予算(第4号)

〇会議に付した事件

日程第	1		会議録署名議員の指名
日程第	2		議会運営委員会報告
日程第	3		会期決定の件
日程第	4		諸般の報告
日程第	5		行政報告
日程第	6		令和7年度行政執行方針
日程第	7		令和7年度教育行政執行方針
日程第	8		提出案件の概要説明
日程第	9	議案第20号	令和6年度別海町一般会計補正予算(第7号)
日程第1	. 0	議案第21号	令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第3
号)			

日程第11 議案第22号 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)

日程第12 議案第23号 令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第24号 令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第25号 令和6年度町立別海病院事業会計補正予算(第4号)

日程第15 議案第26号 令和6年度別海町水道事業会計補正予算(第4号)

日程第16 議案第27号 令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算(第4号)

日程第17 選挙第 1号 別海町選挙管理委員及び補充員の選挙について

〇出席議員(15名)

1番 市川聖母 2番 吉 田 和 行 伊 勢 徹 3番 髙 橋 眞結美 4番 6番 宮 越 正 人 7番 横 田 保 江 8番 田 村 秀 男 9番 椋 哲 也 小 外 10番 山 浩 司 11番 今 西 和 雄 原 忠 12番 松 政 勝 13番 中 村 士 14番 佐 藤 雄 副議長 15番 戸 憲 悦 初 \mathbb{H}

議長 16番 西原 浩

〇欠席議員 (1名)

5番 貞 宗 拓 雄

〇出席説明員

町 長 曽 三 根 興 育 長 相 澤 要 教 選举管理委員会委員長 永 田 夫 雅 総務部長 伊 藤 幸 輝 保健生活部長 小 Ш 明 信 建設水道部長 外 石 昭 博 会計管理者 倉 入 伸 顕 農業委員会事務局長 Ш 畑 明 智 総務部次長 寺 尾 真太郎 福祉部次長 谷 村 将 志 建設水道部次長 新 堀 光 行 生涯学習センター長他 福 原 人 義 防災·基地対策課長 岩 昭 П 裕 財 政 課 哉 長 Ш 具 角 西春別支所長他 小 村 茂 福祉課長 石戸谷 絵 友 老人保健施設事務長 渡辺 久 利 生活環境課長 上 田 健

長 山 吉 副 町 浦 人 美 監査委 員 斉 藤 雅 農業委員会会長 夫 信 重 勝 福祉部長 干 場 みゆき 產業振興部長 佐々木 栄 典 教育部 長 宮 本 栄 病院事務長 戸 俊 人 監査委員事務局長 中 利 哉 竹 保健生活部次長 千 葉 宏 産業振興部次長 小 野 武 史 建設水道部次長 田 畑 直 樹 総務課長 寺 尾 真太郎 総合政策課長 松 本 博 中 広 税務課長 松 田 勝 尾岱沼支所長他 大 坂 恒 夫 介護支援課長 橋 勇 樹 高 志 町民課長 谷 村 将 農 政 課 長 皆 学 Ш

商工観光課長 掘 込 美 穂管 理 課 長 田 畑 直 樹上下水道課長 新 堀 光 行学務・スポーツ課長他 齋 藤 陽 生涯学習課長 木戸口 誠

水産みどり課長 小 野 武 史 事 業 課 長 佐 竹 和 仁 病院事務課長 櫗 木 直 人 学校教育課長他 池 田 卓 也 図書館長他 堺

〇議会事務局出席職員

〇会議録署名議員

3番 髙 橋 眞結美 6番 宮 越 正 人 4番 伊 勢 徹

◎開会宣告

○議長(西原 浩君) おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は、報道関係者の写真撮影と、パソコンの使用を許可しております。

庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、申し上げておきます。

また、議場内において、体調管理のために必要な、水分の補給を許可しておりますので、 併せて申し上げておきます。

ただいまから、令和7年第1回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、5番貞宗議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(西原 浩君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。 3番髙橋議員。

- ○3番(髙橋眞結美君) はい。
- 〇議長(西原 浩君) 4番伊勢議員。
- ○4番(伊勢 徹君) はい。
- 〇議長(西原 浩君) 6番宮越議員。
- 〇6番(宮越正人君) はい。
- ○議長(西原 浩君) 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

〇議長(西原 浩君) 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(小椋哲也君) 2月21日及び2月27日に開催いたしました議会運営委員会で、第1回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1回定例会に町側から提出されております案件は、全部で38件であります。

提出されました議案は、令和7年度各会計予算が8件、令和6年度各会計補正予算8件、条例の制定が3件、条例の一部改正が15件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が1件、町道の路線認定及び廃止が1件、専決処分の報告が2件であります。

これら提出案件のうち、各会計当初予算8件、各会計補正予算8件、議案第28号から 議案第30号までを除いては、委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論、採 決するべきものと決定しました。

令和7年度各会計予算と令和6年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に、議案第28号別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第29号別海町訪問入浴介護事業所条例の制定について及び議案第30号別海町学校教育施設整備基金条例の制定については、福祉医療常任委員会と総務文教常任委員会にそれぞれ付託し、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

また、令和7年度各会計予算8件、令和6年度各会計補正予算8件、議案第37号と38号の2件、報告第2号と第3号の2件については、関連がありますのでそれぞれ一括議題とすることに決定しました。

なお、専決処分の報告につきましては報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第1回定例会の会期は、3月6日から3月14日までの9日間とし、初日には行政執行 方針、教育行政執行方針と、町長提出議案のうち、先議の申出がありました令和6年度 各会計補正予算8件の内容説明を行います。

散会後、補正予算の審査を行うため休会とし、予算決算審査特別委員会を開催します。

2日目の3月7日には、先議案件の令和6年度各会計補正予算の採決を行い、先議以外の町長提出議案の令和7年度各会計予算8件の内容説明と、議案第28号から議案第47号の20件について、内容説明と質疑を行うこととしました。

散会後、休会とし、広報・広聴常任委員会を開催します。

翌週の3月10日は、一般質問を行うこととしました。

10日の一般質問終了後から13日までは休会とし、11日、12日の2日間は令和7年度各会計予算の審査を行うため予算決算審査特別委員会を開催します。

11日は一般会計の審査、12日は特別会計及び企業会計の審査を行い、会計ごとに討 論、採決を行うこととしました。

また、13日は、総務文教常任委員会、福祉医療常任委員会、産業建設常任委員会をそれぞれ開催します。

最終日の14日は、常任委員会及び特別委員会に付託した議案の審査結果の報告、町長 提出議案の討論、採決を行い、その後、議員発議案件等の内容説明・質疑・討論・採決を 行うことと決定しました。

なお、その後、任期満了に伴う常任委員会委員の選任などを行います。

次に、一般質問であります。

通告を受理しています一般質問は、田村議員、伊勢議員、中村議員、髙橋議員、外山議員、市川議員、吉田議員の7名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策論議となるよう、 町民にわかりやすい明瞭かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、議員、委員会発議案件であります。

現在、予定されております議員・委員会提出案件は4件であります。

内容は、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、別海町議会基本 条例の一部を改正する条例の制定について、別海町議会の個人情報の保護に関する条例の 一部を改正する条例の制定についての3件が議会運営委員会から、ヒグマ捕獲体制の強化 を求める意見書案が福祉医療常任委員会から、それぞれ提出されているもので、いずれも 定例会最終日に提案することになっております。

最後に反間権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか、職員が、議長の許可により議員の質問に対して、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に解りやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位にはその趣旨を十分御理解頂きますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長(西原 浩君) 日程第3 会期決定の件を議題といたします。 お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間にしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月14日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

O議長(西原 浩君) 日程第4 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

- O議長(西原 浩君) 日程第5 行政報告を行います。 町長。
- 〇町長(曽根興三君) おはようございます。

本日、令和7年第1回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい時期ではございますけれども、御出席を 賜りましたことを感謝申し上げます。

また理事者側のほうでは、副町長がちょっと欠席しておりますけれどもこれは今日、社会福祉協議会の総会が同時間に開催されるということで、本来なら私が出席していかなきゃならんことなんですけれども、議会のほうがありますので、副町長に代理で出席してもらっておりますので、ちょっと遅れて来るとは思いますので、御理解をよろしくお願いします。

それでは、開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、2月28日に中標津町外2町葬斎組合、また、根室北部消防事務組合、そしてもう一つ根室北部廃棄物処理広域連合、この三つの組合組織の令和7年度の第1回議会定例会が開催され、それぞれ7年度の予算が議決されております。

また、同日、締結いたしました、本町と株式会社JEPLANとの地域循環共生圏推進に関する包括連携協定についてでございます。

町が収集したペットボトルについて、これまではメカニカルリサイクル、これは加熱溶融型と言われる処理をしておりましたけれども、これは一般的ではございましたけれども、新年度よりも、ケミカルリサイクルと、これは化学的分解方式という処理でございま

すけれども、処理方法をこちらに変更することにいたしました。

この方法は、分子レベルで分解、再結合を行うものでありまして、石油由来原料から新たにペットボトルをつくる場合と比較しまして、約47%のCO2削減ができまして、ゼロカーボンシティー宣言にも貢献できると、そういうリサイクル方法となっております。

ペットボトルを引き渡す契約に当たりまして、株式会社JEPLANより、地域内資源循環に向けた取組や、啓発活動の推進などを主な目的とします地域包括連携協定、これの申出がありましたので、締結に至ったものでございます。

これも一つのきっかけとして、今後、本町としても、さらに、ゼロカーボン政策を推進してまいりたいと考えております。

次に産業の動向についてでございます。

初めに、酪農畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は、昨年1月から12月までで49万トン、これは対前年比102.6%となっておりまして、生産額で言いますと、592億9,000万円、これは、対前年比110.4%になっております。

乳量は、前年度と比べると、増加はしておりますけれども、飼養頭数の減、牛の頭数の減ですね、それや受胎の遅れ等がありまして、現状は、目標数量を下回って推移している状況でございます。

乳価につきましては、生産コストの高止まりで、酪農経営が大変苦境に立たされている中、酪農家の所得改善につなげるために、本年6月から、加工用乳価、これが引き上げられまして、1キロ当たり過去最高の122円となる見込みになっております。

また、来年度の北海道における生乳生産目標数量は、前年度計画比100.3%、数量は404万2,048トンに設定されております。

2年連続の増産目標とはなっておりますけれども、酪農家にとっては大変これは明るい 兆しになっていますが、今後の生乳の需要動向は不透明な点が大変多く、乳価引上げに伴 う小売価格上昇によりまして、消費の減退などが懸念されることなど、依然として、酪農 情勢を取り巻く環境は大変厳しさを増しているという現状である。そんなふうに考えてお りますので、今後も動向を注視していく必要がございます。

次に、生乳生産農家戸数でございますけれども、これは本年2月1日現在で27戸が離脱しておりまして、この27戸中の13戸は後継者不在、6戸は経営者の病気、8戸は将来不安や経営不振によります離農でございまして、農家戸数は現在545戸となりまして、昨今の酪農情勢から、将来不安や経営不振による離農が増加傾向になっている状況でございます。

次に水産業の状況です。

昨年1月から12月末までの水揚げ状況は、漁獲量で言いますと、対前年比89%、数量は1万9,556トンとなっております。

金額で申し上げますと、対前年比95%で、額は82億2,522万円となっております。

アキサケの水揚げが前年比85%ということで、少なくなっておりまして、ホタテがまた前年比90%と、数量は両方とも落ち込んではおりましたけれども、アキサケやホッキなどの魚価高に支えられまして、金額は、前年をやや下回る結果で終わっております。

また今期のホタテ漁は、昨年12月から操業開始しておりますけれども、今期も資源保護の観点から、例年よりも1か月ほど短い、4月末までの漁期を予定しております。

本年、年が明けましてからの漁獲量でございますけど、漁獲高につきましては、これ

は、昨年の同時期と比べますと、上回る状況で推移をしております。

価格は為替や国内外の情勢等によって大きく左右をされますけれども、引き続き価格の動向に注視していくことが必要であると考えております。

次に、商工業と観光についてでございます。

1月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況は、開業支援、経営拡大助成、これを目的としました起業家支援事業でございます。

これは7件でございまして、前年と比較しまして、2件ほど増えております。

また、町内建築業者の受注機会を確保する目的としました、地域貢献中小企業支援事業、これは48件でございまして、これも前年と比較しまして、21件ほど増えておりまして、大変好調となっております。

これは、灯油価格等の高騰によりまして、家計の負担軽減のために、燃料費の抑制を目的としました断熱工事等の受注が増加したことというような理由によるものと考えております。

商店街活性化を目的としました、にぎわい商店街創造事業、これは8件で、これも前年 と比較しまして、2件ほど増えております。

次に観光でございますけれども、1 月末現在の観光客入込数は、対前年比92.2%、数字で31万3,000人となっております。

これは、イベント等の中止によりまして前年度よりも減少はしておりますけれども、各 観光施設の入込数は、前年度よりも増加をしております。

冬季間の人気観光となっておりました氷平線そりツアーや、それから氷平線のウォークは、暖冬によりまして氷が薄くなりましたが、ミニウォークなどの実施にとどまっております。

ただ、入込数は、好調を維持しておりまして、今後のさらなる増加も期待することができる状況でございます。

また、2月9日に開催されました、3回目となります、別海アイスマラソンでございますけども、これは、ゲストランナーを含めまして、個人で<math>144名、リレーチームで11チームの参加がありました。

年々これは参加数が増加しておりまして、また、メディアや参加者のSNSによって、 国内外に拡散されていることから、冬期間のイベントとしては、定着しつつある状況でご ざいます。

次に、除雪の実施状況についてでございます。

今シーズンは、昨年の12月から本日まで、延べ44日間、昨日の原稿は43日だったんですけど、今日除雪が入りましたので、44日になってしまいましたけれども、除雪作業を続けております。

このうち、全車の出動となった日は4日間でございます。

その他にも、一部民間車を6日間出動したりしております。

この実績によりまして、除雪委託料は1億3,100万円程度となる見込みでございまして、予算の残額は3,400万円程度になっております。

今後におきましても、冬期交通の安全を確保し、町民生活や産業活動の支障にならないように万全を期していきたいと考えております。

最後に、令和7年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてでございます。

1月14日に防衛省から訓練計画が公表されました。

矢臼別演習場での訓練は、令和7年4月から6月までの予定となっておりますけれど も、具体的な日程等につきましては、今後日米間において調整が行われ、決定されるとい うことになっておりますので、今現在で確定ではございません。

情報が入り次第、内容について町民の皆様方に御報告申し上げます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

今後の定例会におきましての御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。 以上です。

◎日程第6 令和7年度行政執行方針

○議長(西原 浩君) 日程第6 令和7年度行政執行方針について説明があります。 町長。

〇町長(曽根興三君)

それでは、令和7年別海町議会第1回定例会の開会に当たりまして、町政執行に対する 所信を申し上げます。

私は、総合計画の単位であります、5年10年という期間での施策ではなく、50年先 を見据えた三つの施策方針を中心に行政執行に取り組んでまいります。

三つの施策でございますけど、まず一つ目は、財政基盤の確立です。

税収額があまり増えていかない中で、住民サービスは年々増加しております。

今のままでは、財政破綻の危機も十分考えられます。

歳入不足分につきましては基金の取崩しをしていかなければならなくなりますけれども、財政調整基金等から毎年4億円程度を充当していくようになった場合には、50年先を考えますと、200億円の基金が必要となります。

そのためにも、ふるさと応援寄附金を大切に利活用していかなければならないと考えております。

二つ目は、社会基盤施設の整備です。

建築、建設物は、早期に補修や改修等を施工していかなければ、寿命が短くなってまいります。こまめに手入れしていくことが大切です。

町内には昭和時代に整備された各種いろいろな施設が多々ありますけれども、昨今騒がれておりますように、壊れてから対応する、これではなく、やはり破損する前に、50年先を見据えた補修や改修をしていくことに、しっかり取り組んでまいります。

三つ目は、産業への投資についてでございます。

本町は、一次産業地域でございますけれども、一次産業だけでは、町の衰退は必須です。

二次、三次産業を併せ持つまちづくりが大切です。

酪農、水産業は、将来に生産増の期待を持てるような投資事業への支援を実施し、また、二次、三次産業へは、製造販売力の強化や、施設の増改修、インバウンド対応等を支援することにより、経営者や従業員の希望や夢を育むことを目指しまして、50年先の別海町の経済を支える基盤となっていただけるように願っております。

今年は、私が行政執行を託されるようになりましてから、10年目となりますけれども、これからも町民の皆様とともに、知恵を出し合い、対話を大切にしながら、次世代への投資、老後の安心、経済の成長、この3本柱の実現に向けて全力で取り組む決意をいま

一度新たにしているところでございます。

また、本町のまちづくりを進める中での最上位計画であります、第7次別海町総合計画は、昨年12月に、国のデジタル田園都市国家構想に基づく、地方版の総合戦略として、 一体化を図りながら、中間見直しを行いました。

本計画に掲げます、各般にわたる政策の推進と健全な行財政運営を基本としながら、地域創生への果敢に挑戦し、活力に満ちあふれた住みよいまちづくりを一層推進してまいります。

それでは第7次別海町総合計画に掲げる六つの基本目標でございますけれども、これに沿って、令和7年度の主要な施策について申し上げます。

まず1点目であります、地域資源を生かした産業のまちづくりについてでございます。 本町は、国内有数の食料生産基地としての責務を担っており、国産食料自給率の向上、 別海産食糧の需要拡大のための啓蒙啓発を図ってまいります。

本日も朝一番のNHKのテレビ放送で、別海漁協女性部のワカサギの天ぷらの料理の紹介がありましたけども、ああいうふうに、全国に別海町を知ってもらう、これの取組は大変重要な課題であるというふうに考えております。

酪農経営的には外国産輸入配合飼料価格が高止まりをしている状況が続いていることから、国産の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い経営を推進するために、自給飼料の一層の生産拡大と高品質化に向けた取組を支援してまいります。

新たな担い手の確保及び後継者対策につきましては、町や関係団体で構成します、別海町担い手支援協議会及び産業後継者対策相談所、これらを中心に取り組むとともに、新規参入者及び後継者が円滑に就農できますように、地域プロジェクトマネージャーを活用した支援体制の強化を図ってまいります。

水産業の振興につきましては、地域の基幹産業として持続的な魚家経営と魅力ある漁村環境の確立のために、資源、特性、人材、この三つの取組を柱としました別海町漁業漁村振興計画、これを新たに策定いたしました。

これを基に、水産資源の維持拡大、漁業生産基盤の充実と経営基盤強化、豊かな水産物の流通加工対策、また、漁業後継者対策などを共通指針としまして、漁業者、漁業協同組合と連携を強めまして、付加価値の増強や増養殖への試行など、本町における漁業、漁村の可能性を最大限発揮できるように取り組みます。

次に森林環境の保全についてでございますけど、森林の持つ多面的機能の発揮に向けまして、計画的な町有林の整備を行いますとともに、適切な私有林の整備に対する支援を継続しまして、森林環境譲与税等を活用した河畔林整備や、それから木材利用の促進、また、普及啓発などを取り組み、森林の総合的な利用に推進してまいります。

観光の振興につきましては、各観光施設の入込数も増加傾向にありまして、国内外からの観光客が戻りつつあります。

今後も交流人口及び関係人口の増加と地域の活性化に向けまして、観光施設の整備、充 実を進めますとともに、滞在型観光への充実を努めてまいります。

また現在休止しております、ふるさと交流館の宿泊やレストラン部門の再開につきましても、早急に準備を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、少子高齢化社会の進行等の影響による人手不足が深刻化していることから、就職奨励金や奨学金の返還支援等によりまして、町外に出た若年層を呼び戻し、町内での就業促進を図ってまいります。

また、各種融資制度でございますけれども、起業化支援などの中小企業支援策を推進することで地域の特色を生かした産業を創出するとともに、町内事業者、これが将来にわたって安心し、事業が続けられるように、経営基盤の強化、人材の育成を図ってまいります。

続いて、二つ目ですけれども、人と自然が調和するまちづくりでございます。

これは、本町は令和5年3月に、ゼロカーボンシティーを宣告しておりまして、今後のカーボンニュートラル達成に向けて、町、事業者及び関係団体との連携を図りながら、脱炭素社会への構築と、それから環境保全の推進に取り組んでまいります。

ゼロカーボンの実現に向けましては、中小企業の省エネルギー化への取組や、農業、林業などの産業分野において、バイオマス資源の活用を加速するための取組に対しまして支援を行ってまいります。

野生動物対策につきましては、引き続き、個体数の削減にしっかり取り組んでいきます。

ごみ処理につきましては、さらなる減量化に向けて、リサイクルや分かりやすい分別の 啓発に努め、環境保全と持続可能な循環型社会の形成を推進してまいります。

また、設備の更新時期が近づきつつあります広域ごみ処理施設でございますけれども、これにつきましては、根室北部廃棄物処理広域連合で、長寿命化計画を作成するに当たりまして、安定したごみ処理の継続、負担額の抑制につながるような深慮し計画決定を進めてまいります。

続いて、三つ目でございます。

共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまちづくりでございます。

全ての町民が健康で心豊かに生き生きとした人生を送れるように、健康づくりに関わる 各種計画に基づき、特定健診をはじめとした各種検診の受診勧奨や、保健師によるきめ細 やかな保健指導を積極的に進めまして、健康管理意識の高揚と、自主的な健康づくりを促 進するとともに、乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたり、保健事業の充実を図ります。

また、各種の健康診断、これにつきましては、検診の重要さを啓発し、受診率の回復を 図ってまいります。

自殺対策でございますけれども、引き続き札幌医科大学の協力を得ながら、ゲートキーパー研修をはじめとする研修会を各地域や団体で開催をしまして、誰しも自殺に追い込まれることのない別海町を目指してまいります。

町立別海病院につきましては、引き続き、町民誰しもが安心して医療を受けることができる体制の整備を推進してまいります。

また、広大な面積を有する本町におきまして、唯一の病院であります、町立別海病院の 存続と支援に向けて、引き続き関係機関に対して、しっかりと訴えてまいります。

医師と人材の確保につきましては、医師確保推進機関などの各種関係団体との連携や、 それから医師の派遣をいただいている札幌医科大学との関係を維持し、確保に努めてまい ります。

加えて、町の奨学金制度を活用した医療従事者の人材確保についても継続してまいります。

病院経営につきましては一般会計から多額の補助金や負担金を繰入れているために、引き続き医療体制の充実とともに、経費低減を図り、経営の健全化に努めてまいります。

別海町地域福祉計画、これに基づき、町内会や各種事業所、社会福祉協議会などと協力

関係を保ち、地域に密着した、住民参画型の体制づくりを継続し、全ての町民が、思いやりの心を持ち、互いに支え合いながら、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す地域福祉の取組を進めますとともに、計画期間の中間年に当たり、町民等への意識調査等の実施を行い、進捗状況やその評価を行いまして、計画の再検討を行ってまいります。

在宅で暮らす高齢者、障害のある方々の不安の解消と安全確保のために、24時間体制で対応できます緊急通報システム事業や、災害時避難行動要支援者支援制度等を推進し、 緊急時の支援体制の充実に努めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心としました、地域住民との交流が少ない、独り暮らしの高齢者、これらの方々に、安否確認及び日常生活相談事業を推進してまいります。

さらに高齢者や障害のある方などの健康増進及び社会参加を目的としました、福祉牛乳の支給や、それから福祉入浴券の給付などの事業も継続してまいります。

また、バス・ハイヤー共通利用券、これの給付についてでございますが、外出や移動にかかる経済的負担の軽減及び利便性の向上を図るためのさらなる制度の拡充に努めてまいります。

次に子育て支援についてでございますけども、次の時代を担う子供たちが心身ともに健 やかに育つように、安心して子供を産み、子育てができる環境の充実を図るために、子ど も・子育て支援事業計画、これらなど、子供に関する各種計画に基づく取組を進めてまい ります。

また、子供の誕生を町全体で祝福できる、出産祝い金贈呈事業や、18歳までの子ども 医療費助成事業について、継続して実施していくとともに、非課税世帯を対象とした、 ファミリーサポートセンター事業、これの利用料の助成も実施してまいります。

さらに、不安や悩みを抱える子育て家庭を支援するためのこども家庭センター、これを 新たに設置しまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援に努めてまい ります。

保育園の運営は、私立認定こども園と連携を図り、子供数の推移など、地域の実情を考慮した多様な保育サービスの充実を努めてまいります。

また、へき地保育園におきましては、学校給食センターを活用した、給食の提供を開始いたします。

障害者計画の基本理念であります、「障がいのある人もない人も 一人ひとりが輝く共生のまち」、この実現を目指し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、これに基づく各種サービスの提供体制の確保や、発達過程に心配のある児童に関わる家族の精神的また経済的負担軽減を図ってまいります。

また、児童デイサービスセンターの事業として、保育所の訪問支援を開始しまして、さらなる早期療育支援の充実に努めてまいります。

高齢者支援策につきましては、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、これらに基づきまして、地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進に向けまして、医療と介護の連携強化を図るとともに、認知症支援対策の充実や、生活支援体制の整備など、各種施策を引き続き、総合的、また計画的に推進してまいります。

また、高齢者の移動、交通問題、先ほど申し上げましたけれども、これに対応すべく、地域住民の力を最大限活用した地域連携による移動手段、これの確保策など、引き続き協議をしてまいります。

介護サービス事業所の介護事業者不足の解消を図るために、初任者研修の継続開催や、 介護職員確保対策事業によります人材の育成、確保及び定着を目的としました取組への支 援を行うとともに、町内の介護サービス事業者で構成しております介護サービス事業者連 絡協議会、これと連携をし、各事業所における現状の共有を図りまして、サービスの質の 向上や人材確保等の課題の解決に努めてまいります。

高齢者施設につきましては、日常生活や機能調整、看護、介護サービスを継続して提供できる体制の維持を努めるとともに、超高齢社会に対応すべく、施設の長寿命化を図ってまいります。

国民健康保険は、法改正及び北海道国民健康保険運営方針に基づきまして、令和12年度の全道統一保険料に向けて、今後も必要な改正を進めてまいります。

また被保険者間における負担の公正・公平については、北海道及び関係団体等と連携した取組を進めてまいります。

様々な事情によりまして、生活が困窮している方に対する支援につきましては、それぞれの置かれている生活実態を把握し、状況に応じた支援を提供するとともに、関係機関や民生委員、児童委員との連携を強化しまして、相談体制の充実を図るとともに、対象者に寄り添いながら自立に向けた早期支援、これに努めてまいります。

続いて四つ目ですけども、生涯を通じて、人と文化を育む学びのまちづくりについてで ございます。

本基本目標の教育行政に関わる具体的な方針につきましてはこの後、教育長から行政執行方針で詳しく申し上げますので、私からは、総括的な方針について申し上げます。

社会教育の推進については、生涯学習センターみなくるをはじめとする各社会教育施設を拠点として、町民が生涯にわたって積極的に学習できる機会を確保するとともに、その機能を高めて、生きがいを持って暮らせる、そういう社会を目指してまいります。

地域を担う若者の健全育成におきましては、別海高等学校や関係機関と連携をしながら、現在実施しております通学費の助成事業をはじめとしまして、各種支援事業、これをしっかり継続して実施してまいります。

次に、5番目の社会基盤の充実に関する安全、安心して住み続けられるまちづくりについてでございます。

住宅施策につきましては、長寿命化計画に基づく公営住宅の改修をはじめ、それから居 住環境の向上と、長寿命化に取り組みます。

また、大規模地震による倒壊被害等を未然に防ぐために、既存住宅の耐震性改修費用の一部を助成するとともに、空き家の利活用や除却、排除ですね、これに対する補助によりまして、地域住民の生活環境の保全に努めてまいります。

また同じ社会基盤であります、道路交通網の整備でございますけども、町道の舗装化及び老朽化した道路施設の改修を計画的に進め、歩行者や通行車両の安全確保と住民生活の利便性の向上を図ってまいります。

また今、全国で話題となっております上下水道でございますけれども、これらにつきましては、水道事業ビジョンやストックマネジメントなどの各計画に基づいた施設の更新整備により、安全、安心で水の供給と、それから処理に努めるとともに、経営についても、健全経営に向けた取組を進めてまいります。

次に、情報サービスでございますけれども、本町では、マイナンバーカードを活用した、住民票、印鑑証明書のコンビニ交付サービスや、公共施設の予約手続や各種手続のオ

ンライン化、公共料金支払い時のキャッシュレス決済サービスの拡充と、デジタル技術を 活用した行政サービスの提供を進めてまいりました。

引き続き、データ技術を活用とした住民の利便性を向上させる質の高いサービスの提供 を目指してまいります。

また、町政に対する関心を高めるために、高齢者や障害のある方を問わず、幅広く活用されているLINEによる情報発信の強化を図ってまいります。

そのほか、SNSなどを悪用した特殊詐欺は、日々多様化し、被害が増えている中で、 町民全員が安心して暮らせるとともに、最新の情報発信と注意喚起を展開するとともに、 適切な助言によりまして、問題解決ができるように、相談体制を充実させ、引き続き、町 民の消費生活における安全安心の確保を努めてまいります。

次に防災対策についてでございますけれども、本町においては、甚大な被害が想定されます日本海溝千島海溝周辺海溝型地震、これに備えまして、災害備蓄品の整備や更新を進めてまいります。

また、災害時の被害を最小化するための時代のニーズに合わせた防災訓練を自主防災組織などと連携をして実施するなど、引き続き、防災、減災対策の強化を図ってまいります。

最後に、参画と協働で共につくるまちづくりでございます。

日ロ関係が依然として厳しい状況にある中、北方領土の元島民の平均年齢は89歳を超 えまして、ますます高齢化が進んでおります。

1日も早い領土問題の解決に向けて、関係団体と連携しながら、北方墓参などの交流等 事業や返還要求運動の推進に取り組むとともに、日本全体で、政府の外交交渉を後押しす ることが重要なことでございますから、領土問題意識のさらなる高揚を図る施策や、次世 代につながる事業の展開について、国や道及び関係団体と、継続して要望活動をしてまい ります。

中間見直しを経た第7次総合計画の達成に向けまして、また、物価高騰等の影響によります、行政維持コストの増大に対応するために、行財政改革実施計画、これの推進と不断の見直しを行うとともに、これらを支える基盤として、昨年度大きく改定いたしました、別海町職員人材育成・確保基本方針、これに基づきまして町民の期待に応えられる職員の育成と確保に努めてまいります。

ふるさと応援基金、これにつきましては地場産品の魅力と、それから品質、我が国における生産地としての価値、これらのプロモーションを強化し、さらに寄附の使い道を精査することによって、未来にわたり、全国の消費者、企業から、応援いただけるような、町のプランニングを推進してまいります。

人口減少対策と地域創生につきましては、未来のまちづくりを支える次世代による投資をしまして、併せて、子育て支援を強化するために、新たな奨学金制度を創設いたします。

全ての子育て世帯が、物価高騰などによる不安を抱くことなく、家計にかかわらず、子供たちの進学の希望をかなえられるように、無利子、かつ、返済期間を最大10年間とするような、次世代型の奨学金制度、これを用意いたします。

さらに、別海町にUターンした場合には、職種にかかわらず、元金の返済を支援してまいります。

加えて、進学後に、一度都会などで働いた経験を積み、地元に戻ってくる場合なども、

支援対象とする予定です。

また、若者と女性の流入や定着、健康寿命増進、デジタルポイントによる域内の循環など、地域活性化拠点の再生や、それから人口減少対策を強化するとともに、地域力の維持、強化に貢献できる人材の確保に努めてまいります。

さらに、プロ野球球団別海パイロットスピリッツ、これに対しまして、活動場所となります施設整備や、それから球団運営等にも支援をしてまいります。

また、今年度からは、第8次となります総合計画の策定に着手し、若者、子供たちの意見を取り入れながら、中長期的な展開をもって、まちのグランドデザインの構想、それから、市街地活性化及び地域活性化拠点の再生を進めてまいります。

結びとなります。

以上、令和7年度の町政運営を進めるに当たって、私の所信の一端を述べさせていただきます。

本町の財政運営は、これまでの積極的な実施してきた大規模事業投資、これの借入れに伴う地方債の元利償還金等の支払いなどによりまして、今後数年間は、財政硬直化が見込まれます。

当面の間、極めて厳しい状況が続くものと見込んでおります。

これはただ償還が無理だということではなくて、今、ふるさと納税の基金はありますけれども、現金を使うよりも、やはり起債を使ったほうが後々の償還が有利になるというようなことがありますので、そういう事情も御理解をお願いします。

そのような中で、大きく転換する社会情勢を的確に捉え、しっかりとした施策を展開しなければならない。

令和7年度においては、これまで申し上げた多くの施策の実施に当たりまして、各部署間の連携と、ふるさと応援寄附金関連業務を一層強化することを目的としました、総合政策部、そして財政部門、職員を含む多くの財産を一層適切に一括管理することを目的としました経営管理部、これを新設することになりました。

これらは、今までの、役場行政運営になかった新たな取組であり、発想の転換であると 考えております。

これらの組織改編によりまして、50年先の別海町がしっかり見える施策に取り組み、 またそれが、町民に見える行政を目指してまいります。

持続可能な自治体経営の推進に向けて、好調なふるさと応援寄附金により、積立てた基金や、それから過疎対策事業債など、有効に活用しながら、魅力あるまちづくりに積極的に取り組むとともに、財政の健全化にも並行して進めてまいります。

今後におきましても、次世代を担う子供たちが希望を持ち、各世代の町民の皆様が、愛着を感じ、笑顔があふれる、別海町を目指しまして、未来につながるまちづくりを引き続き先頭に立って、進めていく所存でございます。

以上をもちまして、令和7年度の行政執行方針といたします。

御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長(西原 浩君) ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開

◎日程第7 令和7年度教育行政執行方針

○議長(西原 浩君) 日程第7 令和7年度教育行政執行方針について説明があります。

- 〇教育長(相澤 要君) 議長。
- 〇議長(西原 浩君) 教育長。
- **〇教育長(相澤 要君)** 令和7年第1回定例会の開会に当たり、別海町教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

全町民が生涯にわたって、主体的に学び、自分の人生を豊かにするために、学びの喜び を味わえる教育環境づくりに努めます。

とりわけ子供には、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる人を 価値のある存在として尊重し、豊かな人生を切り拓くことができるよう、様々な人々と協 働しながら変化を乗り越える力やふるさとの未来を築く力を育む教育を実践します。

そのために、これまで以上に学校と教育委員会の連携を強化し、町民が学びを通して、自己実現や社会貢献ができる機会を提供し、自立した社会人としての成長を支援します。

続いて、教育行政の執行に臨む基本となる姿勢を2点申し上げます。

1点目は、学びの木を軸としたウェルビーイングの向上です。

ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあること」であり、 今だけではなく将来にわたる幸せを意味し、また、個人のみならず、地域や社会が持続的 によい状態にあることを含んでいます。

別海町では、社会教育と学校教育が連携して「学びの木」の実現を図ることで、町民一人一人の幸せが別海町全体の活性化につながる関係を創造します。

目指すのは、「郷土愛を礎に主体的に生きる別海町民」「協働してふるさとの未来を創る別海町民」の姿です。

2点目は、ふるさとキャリア教育の推進です。

ふるさと別海を愛する心を基盤にしながら、自分の未来とふるさとの未来の在り方を考える子供を育てる「ふるさとキャリア教育」を推進します。合い言葉は「町民すべてが先生で、海と大地が学びの舞台」です。

「町民すべてが先生で」とは、子供が、モデルとなる大人から人生観や勤労観、知恵、 技術、開拓の労苦などを学ぶとともに、大人が、「地域の子供は地域が育てる」という意 識を持つことです。

「海と大地が学びの舞台」とは、別海町の自然、風土、歴史、産業、文化などをベースとして、ふるさとの未来を創造するという気概を持つことです。

ふるさとキャリア教育も、社会教育と学校教育が連携して推進します。

次に、第7次別海町総合計画をもとに、重点的に取り組む施策を申し上げます。

1点目は、生涯にわたり学ぶ社会教育の推進についてです。

全ての町民が、生きがいを持って暮らせる社会を実現するために、生涯学習センター「みなくる」をはじめとする各社会教育施設を拠点とした町民主体の活力ある地域コミュニティづくりを通し、生涯にわたり学ぶことができる環境づくりを進めます。

そのために、「学びの木」を生涯学習のよりどころとし、時代に即応した学びの木の見直しや啓発、活用に係る調査研究を生涯教育研究所において取り組みます。

さらに、各公民館で実施する小学生を対象とした「アドベンチャースクール」をはじめとする「青少年事業」や、「寿大学」などの多様な世代に講座等を通じて、「人づくり・つながりづくり・まちづくり」の3つの社会教育の効果を生み出せるよう関係機関と連携しながら、事業の目的や直接体験を重視した自立と共創を目指す学習プログラムの充実を図ります。

また、人生100年時代を豊かに生きるため、学びの木を礎に、「学び直しの機会」を 提供しながら自己の達成感や充実感を感じ取れる学びの環境を整備します。

図書館では、乳幼児期から本に親しむため、「ブックスタート事業」を継続し、「小さい子のおはなしの時間」や「赤ちゃんタイム」を設定して親子で利用しやすい環境整備を図ります。

また、読書バリアフリーの視点から誰もが文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、L Lブックや大活字本、布絵本などの資料を配置するとともに、「高齢者等図書宅配サービス」で郵送による貸出しを行い、利用者ニーズの多様化に対応します。

学校図書室については、学校と連携し環境整備を進め、団体貸出しや「わくわく読書会」などの学校訪問事業を引き続き実施します。

また、「移動図書館車」と「上西春別地域開放型図書室」の充実に努めるとともに、町内読み聞かせボランティアの交流会や図書館カフェを実施するなど、町民が集い学べる読書環境の整備を図ります。

さらに、郷土についてより深く知るための地域資料を積極的に収集するとともに、後世に良好な状態で保存するためのデジタル化を進めます。

2点目は、生きる力を育む学校教育の充実についてです。

子供たちの郷土愛と自己有用感を育むために、「ふるさとキャリア教育」を充実させます。

各地区の「コミュニティ・スクール」との連携を図りながら、別海町を愛する心を基盤 に、自分の未来とふるさとの未来の在り方を考える子供を育てます。

異校種や地域社会との連携を図りつつ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」などの確かな学力の育成を図ることや、豊かな情操や道徳心を培うこと、生涯にわたってスポーツに親しむ資質能力や心身の健康の増進を図ることを通して、子供たちに「生きる力」を育みます。

また、子供たちが未来を担う力強い人材として成長することを目的に「小中一貫教育」を推進します。

義務教育9年間の学びの連続性を確保し、地域の実情に応じた学校の在り方について検討を続けていきます。

各学校区においては、教育目標や目指す子供像を共有し、9年間を通して共感的に響き合い、協働的に学び合う授業を展開します。

そして、保育園や幼稚園と小学校への「架け橋期」のカリキュラムの充実を図るととも に、別海高等学校との連携をさらに強化し、本町に学ぶ子供たちの「学びの連続性」を確 かなものにしていきます。

子供たちが「確かな学力」を身に付け、「豊かな心」や「健やかな体」を育むために、 ウェルビーイングを実感できる学校づくりを進めます。

子供たち一人一人が主体的に学び、自己調整しながら学ぶ力を育むことを目指し、「教師が教える授業」から「子供が学び合う授業」への改革を行います。

「学びの土台づくり」として、「別海町ビブリオバトル」を核とした読書活動を推進するとともに、「別海町新聞の日」には、児童生徒一人一人に新聞を配付するなど、新聞や新聞を素材としたデジタル教材を積極的に活用し、読解力を中心とした子供たちの資質・能力を高める取組を継続します。

デジタル化が進む現代社会に子供たちが対応できるよう「別海版GIGAスクール構想」をさらに充実させます。

授業や家庭学習などの場面において、プログラミング教育や遠隔授業を推進し、個別最適な学びと協働的な学びの幅を広げていくことにより、子供たちが正しい情報を選択し、適切に活用できる能力を身に付けさせます。

不登校やいじめ問題の解決に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「ふれあいるーむ」指導員を積極的に活用するとともに、サテライト機能を生かし、学校と連携した教育相談を継続します。

別海町の全ての子供たちが等しく学び、成長する機会を持つために特別支援教育を充実させます。

支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中で、通級指導教室の充実を図り、個々の特性に応じた教育の実現を目指します。

学びの多様化に対応したインクルーシブな環境を推進し、個々のニーズに合わせた支援 を提供します。

また、現状の特別支援教育支援員の規模を維持した支援を行います。

老朽化が進む別海中央小学校、及び別海中央中学校の現状や、学校における異学年交流のほか、多くの教職員との関わりにより多様な人間関係の形成などが期待される小中一貫教育を町としてより一層推進するため、中央地区における校舎一体型の義務教育学校設立に向けて、令和6年度に策定した基本構想を基に、児童、生徒、教職員、保護者や地域の方の幅広い意見を伺うとともに、まちづくりの観点からも横断的な検討を進めます。

学校給食センターでは、子育て支援として、小中学校の児童生徒の給食費を無償化とし、子供たちが将来を通じて、健全な食生活を実践できるための「食育」を、各学校と連携し進めるとともに、郷土の食材や食文化への関心を高めるため、地産地消にも努めながら、安全な学校給食の提供を行います。

また、食物アレルギーを有する児童生徒には、食物アレルギー対応の大原則に基づき、 安全性を最優先して提供を行います。

子供たちに対して効果的な教育活動を行うためには、学校における教職員の働き方改革 が必要です。

教職員のウェルビーイングを重視することで、教職員は自らの授業力を高めるとともに 日々の生活の質を向上させることができ、子供たちによりよい学びを提供することになり ます。

「働き方改革」の具体策として、学校閉庁日の拡充、部活動休養日の完全実施などの取組を継続実施するほか、長期休業期間中における在宅勤務制度の検証や、校務DXの推進など、在校等時間の分析結果を基に検討した実効性のある新たな取組を実施します。

また、部活動の地域展開に向けて、令和7年度は一部の部活動において地域展開の試行 実施を行い、その状況を確認、検証の上、調査、協議を進めます。

地域を担う若者の育成においては、別海高等学校の普通科生徒及び酪農経営科生徒の確保、増員を目的として、ニーズに応じた各種支援事業を継続実施し、地域に根差した高等

学校教育の支援を行います。

3点目は、郷土愛と社会性を育む青少年の健全育成についてです。

本町の次世代の担い手となる青少年に豊かな社会性とふるさと別海への郷土愛を育むため、時代にあった施策を推進します。

ふるさと教育では、学校や地域と連携した中で、「郷土資料館」や公民館等の社会教育施設と地域人材を活用しながら郷土愛を育む教育のさらなる充実を図ります。

青少年の健全育成においては、ジュニア・ハローワークをはじめとする「ふるさとキャリア教育」に関する事業に取り組み、郷土愛と自己有用感の醸成に努めます。

発達段階に応じた情報リテラシーの育成を目的として、子供やその家族が、主体的にメディアとの付き合い方を考える機会となるよう、町独自の「メディアコントロール」に関わる取組を進めます。

また、友好都市交流や青少年の居場所づくりなど、積極的に中高生の参加機会を設け、社会性を育む人材育成を推進します。

4点目は、地域に根差し、個性あふれる地域の芸術文化の振興についてです。

地域における芸術文化の振興は、別海町文化連盟をはじめとした各団体と連携しながら、思いやりや想像力など町民の豊かな心の育成のため、芸術文化を身近に体験できる事業の実施と参加機会の提供を図ります。

さらには「別海のおたから」である本町の貴重な文化財や歴史を学び、理解を深める機会の拡充を図り、郷土愛の高揚に努めます。

国の天然記念物に指定された「西別湿原ヤチカンバ群落」を恒久的に保存していくため、西別湿原ヤチカンバ保存活用計画の策定を進めます。

郷土資料館は、町の歴史、文化や自然に関わる資料の収集、整理保管、調査研究を引き続き進め、「ふるさと講座」「郷土学習出前講座」や「出前移動展」を積極的に開催します。

また、加賀家文書館は、アイヌ政策推進交付金事業を活用し、展示資料の整備と充実を 図ります。

5点目は、活力に満ちた地域をつくるスポーツの振興についてです。

全ての町民が、幼少期から生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりができる「町民 皆スポーツ」の実現を目指します。

そのために、スポーツ協会等と連携をし、地域の特性やスポーツ施設を有効活用した、いつでも、誰でも気軽にできる、スポーツの普及を図ります。

スポーツイベントや町民のニーズに合わせたスポーツ教室を通し、人と地域のつながりを深めるほか、能力・適性・興味などの多様性のあるスポーツ活動を気軽に選べる機会を提供します。

また、少年団等の指導者の育成と支援を行うことで、スポーツの振興とスポーツによる まちづくりを進めるとともに、別海町スポーツ選手後援会とも連携を図り、スポーツの発 展に努めます。

別海町パイロットマラソンについては、令和6年度に試行実施した小学校1年生から3年生とその保護者を対象とした2.195キロを今年度も実施内容を精査しながら継続実施するとともに、ランナーだけでなく、多くの町民の方が楽しめる大会を目指します。

また、今後もスポーツ交流による人づくり・つながりづくり・まちづくりを促進するため、令和7年10月5日の開催に向け、多くのランナーの参加が得られるよう準備を進め

ます。

以上が、令和7年度に取り組む重点施策となります。

目まぐるしく変化する社会において、一人一人の豊かで幸せな人生と、社会の持続的な 発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

教育行政の執行方針を具現化するためには、地域・学校・家庭・行政が一体となり、ともに学び、成長の好循環を生み出すことが求められます。

別海町教育委員会は、全町民のウェルビーイングの向上を目指し、ふるさと別海を愛する心を持って主体的に生きるための学び、協働してふるさと別海の未来を創るための学びを充実させる施策を推進します。

とりわけ、子供たちは町の未来の創造を担う大切な宝です。

子供たちが安心して学び、持続的な幸せを実感できるよう、学校における学びやスポーツ、文化などを通して子供たちが健やかに成長し、豊かな人生を送るために、特色ある教育を推進します。

地域や学校、子供たちの声に耳を傾けながら、強い思いを持って取り組んでいくことをお誓い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

貴重な時間いただきありがとうございました。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第8 提出案件の概要説明

- ○議長(西原 浩君) 日程第8 提出案件の概要について説明があります。
- 〇副町長(浦山吉人君) はい、議長。
- 〇議長(西原 浩君) 副町長。
- **○副町長(浦山吉人君)** それでは、本定例会に提出をいたしました、議案等につきまして、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に、詳細を説明させていただきますので、私からは、概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は議案が36件、報告が2件です。

議案第12号から議案第19号までの8件は、令和7年度各会計予算です。

一般会計では、262億8,600万円、特別会計企業会計を合わせた全会計の総額で365億6,760万円となり、前年度比で5.9%の増となっています。

議案第20号から議案第27号までの8件は、令和6年度各会計補正予算です。

一般会計の補正内容としては、国の補正予算に伴い、翌年度に繰越して実施する畜産クラスター事業や、別海漁協が実施する製氷貯氷施設及び排水処理施設設置補助事業などによる、増額があるものの、支出見込額の精査により、3億8,550万円を減額補正するものです。

特別会計では、後期高齢者医療特別会計で、保険料収入見込額に伴う広域連合負担金の 増額補正がありますが、その他の特別会計では、支出見込額の精査により、それぞれ減額 補正をするものです。

企業会計においても、町立別海病院事業会計、水道事業会計、下水道等事業会計とも に、支出見込額の精査による減額補正となっております。

議案第28号別海町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制 定については、現在、こども誰でも通園制度を試行的に実施をしているところですが、こ のたび、児童福祉法が改正をされ、令和7年4月1日から、町の認可事業である乳児等通 園支援事業として法制化されました。

これに伴い、事業者が当該事業を実施するに当たり、その設備及び運営についての基準を条例で定めることとされていることから、新たに条例を制定したいとするものです。

議案第29号別海町訪問入浴介護事業所条例の制定については、現在、町内の介護サービス事業者において実施している訪問入浴介護事業を令和7年度から老人保健施設すこやかで実施するに当たり、必要な規定について、新たに条例を制定したいとするものです。

議案第30号別海町学校教育施設整備基金条例の制定については、文部科学省の補助金により建設された旧別海中学校を目的外用途に供するため、本来、残存価格分の返納となる国庫補助金の額について、同省の規定に基づき、学校施設整備に充てる財源の基金を整備することで、免除されることから、新たに基金条例を制定したいとするものです。

議案第31号別海町部設置条例の一部改正は、ふるさと納税等の財源を活用し、総合計画による町の成長戦略をさらに加速させるため、また一方で、物価高騰等による経常的な財政運営の悪化により、ふるさと納税財源の依存度が高まる財政構造の課題に真剣に向き合うため、現在の総務部を再編し、新たに総合政策部及び経営管理部を新設したいとするものです。

議案第32号職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、関係法律一部改正に伴い、 規定を引用する箇所について改正をするものです。

議案第33号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部改正は、子供の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、また、介護と仕事の両立支援制度の強化等の措置を講ずる関係法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第34号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正は、地域おこし協力隊の給与に要する特別交付税措置が令和7年度から拡充されることに伴い、給与上限額を引き上げたいとするものです。

議案第35号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正は、町立別海病院の宿直勤務において、第1号会計年度任用職員を配置できるよう、必要な規定を整備することに加え、自治体国際化協会の招致外国青年任用規則の改正に伴い、本町で任用する外国語指導助手の報酬限度額を引き上げたいとするものです。

議案第36号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正は、当該法律の改正に伴い、規定を引用する箇所について改正をするものです。

議案第37号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び議案第38号別海町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉設の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、保育所等との連携に関する規定や、管理栄養士の配置等に関し、所要の改正を行うものです。

議案第39号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部改正は、障害者総合支援法等の 改正に伴い、利用者負担の所得制限規定の廃止及び本条例で規定をしている生活サポート 事業について、別のサービスで対応可能なことから、本条例から削除する等、所要の改正 を行うものです。

議案第40号別海町児童デイサービスセンター条例の一部改正は、令和7年度から新た

に保育所等訪問支援事業を実施したいため、所要の改正を行うものです。

議案第41号別海町中小企業融資条例の一部改正は、物価高騰等により厳しい経営環境にある町内業者の現状を鑑み、利子補給金の特例期間を1年間延長する改正を行うものです。

議案第42号別海町水道事業の設置等に関する条例及び議案第43号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正は、地方自治法をはじめ、関係法律の一部改正により、規定を引用する箇所等について、所要の改正を行うものです。

議案第44号別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部改正は、別海町特定環境保全公共下水道基本計画の見直しに伴い、計画人口等について所要の改正を行うものです。

議案第45号別海町監査委員条例の一部改正は、地方自治法の一部改正により、当該法律の規定を引用する箇所について改正を行うものです。

議案第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は、計画策定済みの7地区の 辺地について、事業費の増額等に対応するため、総合整備計画を変更するものです。

議案第47号町道の路線認定及び廃止については、事業実施に伴い、1路線を認定し、 1路線を廃止するものです。

報告第2号及び報告第3号は、専決処分の報告についてです。

工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告をするものです。

以上で、提出をいたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長(西原 浩君) ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第31号から議案第47号までの17件については、 会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号から議案第47号までの17件については、委員会の付託は 省略することに決定いたしました。

○議長(西原 浩君) ここで1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第20号から日程第16 議案第27号まで

○議長(西原 浩君) 日程第9 議案第20号令和6年度別海町一般会計補正予算(第7号)、日程第10 議案第21号令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第11 議案第22号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)、日程第12 議案第23号令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算(第

2号)、日程第13 議案第24号令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)、日程第14 議案第25号令和6年度町立別海病院事業会計補正予算(第4号)、日程第15 議案第26号令和6年度別海町水道事業会計補正予算(第4号)、日程第16 議案第27号令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算(第4号)の8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をした いと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第20号令和6年度別海町一般会計補正予算(第7号)の説明を求めます。

- 〇財政課長(角川具哉君) 議長。
- 〇議長(西原 浩君) 財政課長。
- **○財政課長**(角川具哉君) はい。

議案第20号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和6年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町一般会計補正予算(第7号)。

令和6年度別海町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,550万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ373億790万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更・廃止は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

- 1款、町税、1項から3項で3,780万円の増。
- 2款、地方譲与税、1項と2項で1,300万円の減。
- 3款、利子割交付金、1項で90万円の増。
- 6款、法人事業税交付金、1項で400万円の増。
- 7款、地方消費税交付金、1項で500万円の増。
- 8款、環境性能割交付金、1項で300万円の増。
- 10款、地方特例交付金、2項で540万4,000円の増。
- 11款、地方交付税、1項で5,578万8,000円の増。
- 13款、分担金及び負担金、1項と2項で1億9,314万5,000円の減。
- 14款、使用料及び手数料、1項から3項で71万1,000円の増。
- 15款、国庫支出金、3ページにわたり1項から3項で6,834万5,000円の減。

- 3ページにお進みください。
- 16款、道支出金、1項から3項で2億6,279万5,000円の増。
- 17款、財産収入、1項と2項で55万6,000円の減。
- 18款、寄附金、1項で1,318万円の増。
- 19款、繰入金、1項で4億492万7,000円の減。
- 21款、諸収入、2項と4項及び5項で870万5,000円の減。
- 22款、町債、1項で8,540万円の減。
- 歳入合計で、3億8,550万円の減額です。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

- 1款、議会費、1項で46万5,000円の減。
- 2款、総務費、1項から6項で1億3,204万2,000円の減。
- 3款、民生費、1項と2項で3,314万4,000円の減。
- 4款、衛生費、1項と2項で528万1,000円の減。
- 5款、労働費、1項で20万5,000円の減。
- 6款、農林水産業費、1項から4項で1億3,826万3,000円の増。
- 7款、商工費、1項で5,298万5,000円の減。
- 8款、土木費、1項と2項及び、5ページにわたり、4項と5項で5,505万円の減。 5ページにお進みください。
- 9款、消防費、1項で1,804万円の減。
- 10款、教育費、1項から6項で2億1,995万8,000円の減。
- 11款、災害復旧費、1項で6万9,000円の減。
- 12款、公債費、1項で652万4,000円の減。

歳出合計で3億8,550万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ373 億790万円とするものです。

6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正で、3件を追加するものです。

まず、1件目、6款、農林水産業費、1項、農業費、畜産クラスター事業は、国の補正予算に伴う中春別中山畜産クラスター協議会及び中春別地域畜産クラスター協議会への補助金で、金額を9,734万1,000円として、6款、農林水産業費、4項、水産業費、農林漁業振興奨励事業は、こちらも、国の補正予算に伴う別海漁協への補助金で、金額を3億2,097万4,000円として、9款、消防費、1項、消防費、避難所生活環境改善事業は、国の補正予算により、避難所の生活環境改善を目的とし、仮設トイレ及び簡易トイレを購入するもので、金額を460万円として、いずれも、年度内に事業が完了しない見込みから繰越明許費を設定するものです。

7ページにお進みください。

次に、第3表、債務負担行為補正で、2件の追加と1件の変更です。

まず、追加の1件目、大家畜特別支援資金利子補給補助金は、経営の安定などを目的とした借換資金に対して、北海道と町が一定の割合で利子補給補助を行うもので、期間は令和7年度から令和31年度まで、限度額を33万円とするものです。

次の、中小企業振興資金利子補給補助金は、中小企業融資条例に基づく、令和6年度借入資金に対する利子補給補助となりますが、期間は、令和7年度から令和21年度まで、

限度額は、1,294万4,000千円です。

続いて変更ですが、草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)再編整備事業の豊原地区は、事業費の精査により増額が見込まれることによるもので、期間に変更はありませんが、限度額について8,772万8,000円から9,153万1,000円に変更するものです。

8ページをお開きください。

次に、第4表、地方債補正で、28件の変更と1件の廃止です。

初めに、変更についてですが、事業費の確定見込みに伴う借入限度額の減額が主な内容となりますので、1件ごとの説明は省略させていただき、限度額が増額となるもののみ説明させていただきます。

8段目の上風連北地区農道整備事業から13段目の共春南地区農道整備事業までの6事業については、北海道が事業主体となる農道工事の負担金事業となりますが、事業費配分額の精査・確定見込み額の通知により、11段目の平和地区農道整備事業は限度額3,050万円から4,170万円に、増額変更するものです。

なお、変更する28事業の起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。

9ページにお進みください。

続いて、廃止については、1件となり、認定こども園等利用者負担助成事業は、財源を ふるさと応援基金繰入金に組み替えることにより、廃止とするものです。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額、11億6,510万4,000円から8,540万円を減額し、補正後の限度額を10億7,970万4,000円とするものです。

続いて、11ページから139ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、議案第20号一般会計補正予算第7号の内容説明を終わります。

- **〇議長(西原 浩君)** 次に、議案第21号令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)の説明を求めます。
- 〇保健生活部次長(谷村将志君) はい、議長。
- 〇議長(西原 浩君) 保健生活部次長。
- **〇保健生活部次長(谷村将志君)** 議案第21号の内容を説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,910万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,200万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

1款、国民健康保険税、1項で2,778万円の減。

2款、道支出金、1項で3,482万6,000円の減。

4款、繰入金、1項と2項で1,954万円の増。

6款、諸収入、2項で396万6,000円の増。

歳入合計で3,910万円の減額です。

続いて下段、歳出になります。

1款、総務費、1項から4項で184万円の減。

2款、保険給付費、1項で3,409万円の減。

4款、保健事業費、2項で160万8,000円の減。

6款、諸支出金、1項で156万2,000円の減。

歳出合計で3,910万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ24億7,20万円とするものです。

次の3ページから14ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせてい ただきます。

以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

- 〇議長(西原 浩君) 次に、議案第22号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計 補正予算(第4号)の説明を求めます。
- 〇老人保健施設事務長(渡辺久利君) はい、議長。
- ○議長(西原 浩君) 老人保健施設すこやか事務長。
- **○老人保健施設事務長(渡辺久利君)** 議案第22号の内容について説明いたします。 別冊の令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)。

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ750万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ5億2,560万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に、歳入です。

1款、介護サービス費、1項で1,783万円の減。

2款、使用料及び手数料、1項と2項で126万円の減。

3款、国庫支出金、1項で94万円の減。

5款、繰入金、1項で1,255万5,000円の増。

7款、諸収入、1項で2万5,000円の減。

歳入合計で750万円の減額です。

次に、歳出です。

1款、介護サービス事業費、1項で750万円の減。

歳出合計で750万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,560万円とするものです。

3ページから10ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていた だきます。

以上で議案第22号の内容説明を終わります。

- **○議長(西原 浩君)** 次に、議案第23号令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算 (第2号) の説明を求めます。
- 〇介護支援課長(高橋勇樹君) はい、議長。
- 〇議長(西原 浩君) 介護支援課長。
- **〇介護支援課長(高橋勇樹君)** 議案第23号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ630万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ12億5,020万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

- 1款、保険料、1項で322万3,000円の減。
- 2款、分担金及び負担金、1項で36万円の増。
- 3款、国庫支出金、1項と2項で625万2,000円の減。
- 4款、支払基金交付金、1項で104万円の減。
- 5款、道支出金、1項と2項で315万5,000円の減。
- 6款、財産収入、1項で7万1,000円の増。
- 7款、繰入金、1項と2項で693万9,000円の増。

歳入合計で630万円の減額です。

3ページをお開きください。

次に歳出です。

- 1款、総務費、1項から3項で281万1,000円の減。
- 2款、保険給付費、1項で733万1,000円の増。
- 3款、地域支援事業費、1項と3項で1,067万5,000円の減。
- 4款、基金積立金、1項で7万1,000円の増。
- 5款、諸支出金、1項で21万6,000円の減。

歳出合計で630万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,02 0万円とするものです。

5ページから18ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略いたします。

以上で議案第23号の内容説明を終わります。

- **○議長(西原 浩君)** 次に、議案第24号令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)の説明を求めます。
- 〇保健生活部次長(谷村将志君) はい、議長。
- 〇議長(西原 浩君) 保健生活部次長。
- ○保健生活部次長(谷村将志君) 議案第24号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,820万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

- 1款、後期高齢者医療保険料、1項で997万8,000円の増。
- 2款、広域連合支出金、1項で4万1,000円の増。
- 3款、繰入金、1項で361万9,000円の減。

歳入合計で640万円の追加です。

続いて、下段歳出です。

1款、総務費、1項で10万6,000円の減。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項で650万6,000円の増。

歳出合計で640万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,820万円とするものです。

次の3ページから8ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていた だきます。

以上で、議案第24号の内容説明を終わります。

- **○議長(西原 浩君)** 次に、議案第25号令和6年度町立別海病院事業会計補正予算 (第4号) の説明を求めます。
- **〇病院事務課長**(機木直人君) はい、議長。
- 〇議長(西原 浩君) 病院事務課長。
- **〇病院事務課長**(機**木直人君**) 議案第25号の内容説明をさせていただきます。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度町立別海病院事業会計補正予算(第4号)。

第1条、総則。

令和6年度町立別海病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 第2条、業務の予定量。 予算第2条の業務の予定量を次のとおり改める。

2項、年間患者数。

1号、入院、1,126人増で1万6,987人とする。

2号、外来、691人減で6万5,221人とする。

3項、1日平均患者数。

1号、入院、4人増で47人とする。

2号、外来、2人減で、269人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款、病院事業収益、1項と2項合わせて3,968万7,000円を増額し、合計で22億3,794万1,000円とする。

次に、支出の1款、病院事業費用、1項で3,306万9,000円を減額し、合計で23億7,274万3,000円とする。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,764万2,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,080万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1,715万4,000円、当年度分損益勘定留保資金3,968万4,000円で補填するものとする。

収入の1款、資本的収入は、1項と2項合わせて501万円を減額し、2億9,268万円とするものです。

次に、支出の1款、資本的支出、1項と2項合わせて388万3,000円を減額し、3億7,032万2,000円とするものです。

続きまして2ページをお開きください。

第5条、企業債の変更。

予算第5条に掲げる企業債を次のとおり改める。

起債の目的、西春別駅前診療所施設整備事業、補正前の限度額1,710万円を補正後の限度額1,160万円とするものです。

尾岱沼診療所施設整備事業、補正前の限度額800万円を補正後の限度額630万円とするものです。

なお、起債の方法及び利率並びに償還の方法は補正前と変更はありません。

次に、第6条、他会計からの補助金。

予算第8条に掲げる金額を次のとおり改める。

- 1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費200万円。
- 2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費2,600万円。
- 3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費624万1,000円。
- 4号、児童手当に要する経費541万5,000円。
- 5号、院内保育所に要する経費1,610万1,000円。
- 6号、医師の派遣を受けることに要する経費5,800万円。

第7条、棚卸資産の購入限度額。

予算第9条に掲げる棚卸資産の購入限度額2億8,400万円を、2億6,490万円に 改める。 次に、3ページから7ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

続いて8ページをお開きください。

令和6年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

下から3行目、資金増減額の見込みで410万9,000円の減額となり、1番下の行、 資金期末残高で1億1,940万5,000円となる予定です。

続きまして9ページをお開きください。

令和6年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失が6,259万2,000円となる見込みで、1番下の当年度未処理欠損金が28億5,638万7,000円となる見込みです。

10ページの令和6年度町立別海病院事業予定貸借対照表と11ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で議案第25号の内容説明を終わります。

- 〇議長(西原 浩君) 次に、議案第26号令和6年度別海町水道事業会計補正予算(第4号)の説明を求めます。
- 〇建設水道部次長(新堀光行君) はい、議長。
- 〇議長(西原 浩君) 建設水道部次長。
- **○建設水道部次長(新堀光行君)** 議案第26号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町水道事業会計補正予算(第4号)。

第1条、総則。

令和6年度別海町水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、1款、水道事業収益、1項と2項で226万8,000円を増額し、11億1,008万6,000円とするものです。

支出、1款、水道事業費用、1項と2項で1,342万9,000円を減額し、9億2,146万4,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億5,644万円は、減債積立金2億1,888万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,116万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,039万4,000円で補填するものとする。

収入、1款、資本的収入、1項と2項で600万円を減額し、3億4,262万円とするものです。

支出、1款、資本的支出、1項で2,407万4,000円を減額し、7億9,906万円とするものです。

2ページをお開き願います。

第4条、企業債。

予算第5条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変更です。

起情の目的。

農業水路等長寿命化事業は、事業費の確定に伴う減額によるもので、限度額3,270万円から、100万円を減額し、3,170万円とするものです。

なお起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計で、補正前限度額3億3,850万円から100万円を減額し、3億3,750万円とするものです。

第5条、棚卸資產購入限度額。

予算第9条に定めた棚卸資産購入限度額2,837万7,000円を534万7,000円 減額し、2,303万円に改めるものです。

3ページから8ページにかけての補正予算実施計画書及び実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

続きまして9ページをお開きください。

予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)です。

現金の流れを示した表となります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

3,934万円の減額となり、最下段の資金期末残高は29億3,523万4,000円となる予定です。

続いて10ページをお開き願います。

予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億4,506万4,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処分利益剰余金は3億6,394万9,000円となる見込みです。

次の11ページの予定貸借対照表と、12ページ、注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第26号の内容説明を終わります。

- O議長(西原 浩君) 次に、議案第27号令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算 (第4号)の説明を求めます。
- 〇建設水道部次長(新堀光行君) はい、議長。
- 〇議長(西原 浩君) 建設水道部次長。
- **〇建設水道部次長(新堀光行君)** 議案第27号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。 令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算(第4号)。

第1条、総則。

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。 第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、1款、下水道事業収益、1項と2項で505万5,000円を減額し、6億7,708万円とするものです。

支出、1款、下水道事業費用、1項と2項で、194万円を減額し、5億7,957万2,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,205万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額185万4,000円、過年度分損益勘定留保資金3,932万円、現年度分損益勘定留保資金6,642万4,000円、現年度分利益剰余金4,445万3,000円で補填するものとする。

収入、1款、資本的収入、1項と2項で、1,238万7,000円を減額し、1億5,462万8,000円とするものです。

支出、1款、資本的支出、1項で、1,339万3,000円を減額し、3億658万7,000円とするものです。

続いて2ページをお開き願います。

第4条、債務負担行為。

予算第5条で定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと改める。

変更です。

事項、別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定に基づく別海終末処理場電気設備工事は事業費の確定見込みによるもので、限度額2億8,400万円から9,800万円を減額し、1億8,600万円とするものです。

第5条、企業債。

予算第6条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変更です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業は、事業費の確定に伴う減額によるもので、 限度額4,500万円から830万円を減額し、3,720万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計で、補正前限度額8,840万円から830万円を減額し、補正後限度額を8,010万円とするものです。

続きまして3ページから7ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

続きまして8ページをお開き願います。

予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

6,748万6,000円の減額となり、最下段の資金期末残高は1億1,618万5,00円となる予定です。

続いて9ページにお進み願います。

予定損益計算書です。

下から3行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

8,860万5,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処分剰余金は2,026 万円となる見込みです。

次の10ページ、予定貸借対照表と11ページから12ページの注記表の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で議案第27号の内容説明を終わります。

〇議長(西原 浩君) 以上で、議案第20号から議案第27号までの令和6年度別海町 各会計補正予算の8件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和6年度別海町各会計補正予算の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第20号から議案第27号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員で構成する予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での 質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで、選挙管理委員会委員長が退席のため、暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第17 選挙第1号

○議長(西原 浩君) 日程第17 選挙第1号別海町選挙管理委員及び補充員の選挙を 行います。

本件は、選挙管理委員及び補充員が、3月18日で任期満了になることに伴い、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、選挙をするものであります。

ここでお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を 用いることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

選挙管理委員に、永田雅夫さん、鎌田敦子さん、永野英俊さん、廣島朋子さんを指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長指名した方を選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました永田雅夫さん、鎌田敦子さん、永野英俊さん、廣島 朋子さんが選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員には、次の方を指名いたします。

第1順位、若木雅美さん、第2順位、櫻井弘さん、第3順位、北島和治さん、第4順位、 三原眞佐子さん。

以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長指名した方を選挙管理委員の補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、第1順位、若木雅美さん、第2順位、櫻井弘さん、第3順位、北島和治さん、第4順位、三原眞佐子さん、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員の補充員に当選されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎休会の議決

O議長(西原 浩君) ここでお諮りします。

この後、予算決算審査特別委員会開催のため、本日散会後、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって本日散会後、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長(西原 浩君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、本日午後2時5分から予算決算審査特別委員会が開催されますので、御参集願います。

また明日は午前10時から本会議を行いますのでよろしくお願いいたします。 皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午後1時48分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員